

研究テーマ： 母子世帯の自立支援に関する研究 - 地域支援ネットワークのモデル化に向けて -	
研究代表者： 保健福祉学部 人間福祉学科 准教授 田中 聡子	連絡先： satoko-tanaka@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者：	
【研究概要】 母子家庭等就業・自立支援センターは就業相談や地域の企業への求人開拓を行うなどの就業促進活動、ハローワークとの連携など母子世帯の総合的な就業支援機関である。この母子家庭等就業・自立支援センターは主に母子寡婦福祉団体に業務委託されている。本研究目的は当事者団体が実施する本事業がひとり親家庭の自立支援に効果を発揮し、世帯のニーズを充足しているかを検討することである。そこで、当事者団体の行った「平成21年度母子家庭の就労に関する調査」の分析と、2011年にA県で家計から見た生活実態を把握するため、「母子世帯の生活実態調査」を実施した。結果、母親のニーズは就業支援より、仕事と子育ての両立支援であると言える。	

【研究の背景】

2011年7月、政府による2度目の相対的貧困率が公表され、子どもの貧困率は前回より1.5ポイント増加し、15.7%となった。特に、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と際立っている。2009年『厚生労働白書』においても「母親が自ら子育てを行いながら生活を成り立たせなければならず、そのために例えば働くことのできる時間や地域等に制約がかかり、結果として雇用機会に恵まれない、あるいは正社員として働くことができず非正規雇用を選ばざるを得ない場合も生じる」と記載されている。また、同白書では「子育てと仕事が両立できるような支援や収入面・雇用条件面等でより良い就業ができるような支援が必要である」と示されている。このように施策の中心は就労と経済的自立のための支援策である。しかしながら、就労と子育ての両立がきるためには、一方で子育て支援も必要であることが推察できる。そこで、現在実施されている母子家庭等就業自立支援事業をはじめとする自立支援策が世帯の自立を高め、世帯のニーズに充足しているかについて検討することとした。

【研究目的】

就業自立支援策は、ひとり親家庭の自立支援に効果を発揮し、世帯のニーズを充足しているかを検討することである。

【対象・方法】

- ①当事者団体が2009年度、三重県を除く近畿2府4県と4都市の母子寡婦福祉団体に実施した就労に関する質問紙調査の個票を利用して分析を行った。
調査は配布数610、回収数586と回収率96.0%
- ②A県母子寡婦福祉会の会員に対する生活実態調査（質問紙調査）2012年1月
配布数100 回収数61 回収率61.0%

倫理的配慮

本研究においては、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、「県立広島大学の研究者の行動規範」を遵守する。事前に調査の内容、目的等を示し、研究調査目的以外にはデータを利用しないこと、個人が特定されないように名前、地名等は全て記号化するというを文章で説明し、同意を得た場合に限り行う。調査結果については、分析ができた時点で、研究チーム、関係機関、施設職員などと個人情報やプライバシー保護について再度検討をし、個人が特定されないような記載であるか等を確認する。

【結果と考察】

結果として以下の2つの課題をあげる。

①国は積極的雇用政策として、母親へのスキルアップのため、技能訓練や資格・免許取得のための講座を開催し、就労を達成しようとしている。しかしながら、母親が求職活動で問題としているのは自分が資格や免許がないこと、スキルが低いことではなく、雇用者側が希望する勤務時間と自分の都合がつく就業時間に違いがあった。保育所が保育をする時間以外には就労できないので、雇用者側の要請に応えられないことが課題としてあがった。

②勤労収入だけでは生活ができないほど収入が少ない点である。母親の勤労収入の平均は112,632円、中央値では128,500円であった。養育する子どもの数や母親の収入を考えても最低生活費（生活保護基準）以下の収入で生活をしている。しかし、生活保護の申請には至らず非保護貧困母子世帯として生活をしている。そのような低収入でも、生計が成立する一つの要因は、親や親族の家に同居している点があげられよう。約3割の母親が親や親族と同居している。そこで住居費を支払うことがないので生計が成立すると考える。しながらこのことは新しい課題を生み出している。1つは児童扶養手当の問題である。同居することによって同居世帯の収入が認定されるため、児童扶養手当の減額か限度額を超えると支給停止になるのである。また、同居家族がプラスに作用しているとは限らず、親の介護のために同居している事例もあった。借金のある人は全体の3割であり、足りない部分を貸付金で補っていながら生活している実態を把握することができる。

2つの調査結果から、以下の3点について言えるだろう。

1点目は、国の推進している施策と当事者のニーズは一致していない点が見られる。母親のニーズは免許・資格取得、技能向上の支援より、職業紹介や雇用先の開拓、正社員への登用などのバックアップであった。そのための子育て支援策の充実も求めている。安心して働くことができる子育て環境の整備、特に病時保育、休日、夜間保育への要望は強い。一人親は代替保育の方途がない。近隣に自分の親や親族がいないと仕事を休まざるを得ない。すると、パートタイマーなどの非正規雇用の母親は収入の減少に直結すると考える。

2点目は、子育て支援策としては、前述の保育施策の充実とともに、ファミリーサポート事業のような、地域の子育てサポートの充実も重要であろう。ファミリーサポート事業は子育てを応援する有償ボランティア事業である。現在の制度では費用の負担が大きく収入の少ない世帯では使い勝手が悪いという回答であった。しかし、地域における子育て支援という視点から利用料の減額制度の導入や、近隣の共助の仕組みとして充実させていくことができるのではないだろうか。

3点目に児童扶養手当の課題に対して、現行では、収入が増加すると受給額が逡減する。これでは就労に対するインセンティブが働かないであろう。調査結果からも、母親はパートやアルバイトがほとんどで、嘱託社員や契約社員、派遣社員などを含めた非正社員が多い。このような人は時間給が多く、収入を増やすにはダブルワークや長時間労働を行うであろう。過重に働いた結果児童扶養手当が減額になるような仕組みは就労意欲や生活意欲の低下を招くのではないだろうか。自由記述には、同じ貧困母子世帯である生活保護母子世帯と自分たちの生活状況を比べた記述もある。この点については今後の課題であると考えられる。